

議案第五号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により
休日とされた日の取扱いに関する条例の設定について

次のとおり昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた
日の取扱いに関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年二月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第

号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により

休日とされた日の取扱いに関する条例

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律（平成元年法律第四号）の規定により
休日とされた日は、休日を定める条例、規則及びその他の規程（以下「条例等」という。）
の適用については、当該条例等に定める休日とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。